

大分県立[ ]高等学校 PTA

会 長 [ ] 殿

大分県立別府鶴見丘高等学校

校 長 [ ] 殿

事務長 [ ] 殿

## 特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代および PTA 会費、体育文化振興会費の返還について

昨年 11 月に、特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代について、いかなる合理的な理由があつて PTA 会員ではない保護者に対して支払い請求する事ができるのか、その根拠を示すように求めました。これに対して、校長、PTA 会長名で、11 月 6 日付書面で「**特定の利用を目的に**受益を受ける生徒の保護者に対して、ご理解のうえご負担いただき、**学校運営を支援することを目的**としています。」と説明し、同 20 日付書面で、「**拋出のお願いをする経費**」であり、「**協力をいただきたいと考えております**」と説明いただきました。すなわち、あくまでも拋出の主旨に賛同するならば任意で支払う費目＝寄附金であることが確認できたと解釈しております。

明確な説明がありませんので、僭越ですが、私の方で特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代について、その性質を整理しますので、誤りがあればご指摘ください。

① 特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代は、大分県立[ ]高等学校 PTA(以下 PTA という)という任意団体において予算ないし決算処理が行われていることから、これを**集金する主体は PTA**です。

② PTA は法人格を持たない単なる任意団体であつて、大分県立[ ]高等学校(以下高校という)とは独立の団体です。従つて、PTA に関連する費目についての集金を高校の事務が行っているということは、PTA が PTA に関連する費目についての集金事務を高校に委託している事になります。これにつきましては、委託契約書をご提示ください。委託契約がないとすれば、行政が特定の任意団体を優遇していることになり、大きな問題です。

③ 県立高校の運営経費は設置者である大分県が支弁するものであつて、授業料以外の費目で運営経費を保護者から徴収することはあり得ません(**学校教育法 第五条** 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。)。PTA が高校に**学校運営資金を提供する場合、それは PTA の完全な自由意志による寄附**でなくてはなりません。

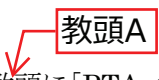
**地方財政法第四条の五**では、『国(国の地方行政機関及び裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。)は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると**間接(例えば PTA を介して:近藤註)**であるとを問わず、寄附金(これに相当する物品等を含む。))を割り当てて強制的に徴収(これに相当する行為を含む。)するようなことをしてはならない。』としており、また


『**第二十七条の三** 都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。』とされています。

以上の法に照らして、たとえ PTA 会員に対してであろうとも、**特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代**

の集金において予算化して割り当てる＝強制的に徴収することは許されません。また、PTA の集める寄附金について高校の校長が支払いを呼びかけるなどの関与をすることは、寄附金の任意性を妨げる行為であって地方財政法から見て不適切です。

④ 結論として、**特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代とは、PTA が集める寄附金**です。

私が昨年度末、PTA を退会するに際して、教頭に「PTA 会費等納入金」の費目の内、PTA に支払う費目を確認した折、彼は PTA 会費と体育文化振興会費の 2 費目だけだと説明しました。しかしながら、これは虚偽であり、特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代も PTA 関連の費目です。

私は教頭の虚偽の申告と、徴収主体があたかも高校であるように装った文章(別添資料参照)によって、支払い義務のない特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代を支払わされてきました。

まず、今年度 PTA に対して支払った特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代を全て返還することを要求します。



次に、特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代は、PTA が PTA 会員に対して支払いの協力を求める寄附金ですから、PTA 会員が支払いに応じるか否かは PTA 会員個人の自由意志によるものです。予算化して割り当て、支払いの意思確認を行わずに銀行口座から引き落とすことは不法行為に当たります。よって、私が PTA 会員であった平成 24 年度に支払った、全ての特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代の返還を求めます。

更に、私が平成 24 年度に PTA 会員とされた手続きにおいて、

- ① PTA の性格や活動についての十分な説明、特に参加の任意性の説明を怠っており、
- ② 入会の勧誘において PTA 規約を示さず、
- ③ 本人の加入意志の確認を怠り、
- ④ PTA 規約には、会員の最も基本的な権利である加入・退会の自由について記載されていない等の不備が存在する

という幾つもの**瑕疵があり、PTA への加入契約そのものが成立しておらず無効**です。また、PTA 会員を自動的＝強制的に会員とする体育文化振興会への加入手続きも無効です。

以上から、私が学校・PTA の不十分・不適切な説明等によって誘発された PTA が全員加入＝強制加入の組織であるという錯誤によって、自らの判断によらずに強制的に銀行口座から引き落とされた平成 24 年度の PTA 会費と体育文化振興会費の全額返還を求めます。

なお、平成 24 年度の PTA の加入手続きについて判断できない場合は、前校長あるいは前 PTA 会長にご照会の上、ご返答ください。

最後に、朝講座・土曜講座代の集金について改善を求めます。

朝講座・土曜講座の実施において、『公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令(平成15年12月3日政令第484号)』によって、校長から教師に対して超過勤務を指示することが出来ないため、苦肉の策としてPTAによって主催するという形をとっていることは理解します。

しかしながら、PTAは本来、社会教育関係団体であり、ボランティア団体です。PTAが補習講座を運営する場合、これはあくまでもボランティア活動であって、補習講義を受講する子どもあるいはその保護者から受講料を徴収する通常の経済行為としての塾・予備校とは全く性質が異なります。

PTAが講師に対して謝礼金を支払うのは、あくまでもPTAが補習講座を運営するにあたって、PTAの“自前”では出来ない講義を行う能力のある協力者に対して、PTAが謝礼金を支払うものであり、受講者が受益者負担の受講料を支払うものではありません(もし受益者負担の受講料というのであれば、PTAは実質的に高校という公共施設を利用して経済行為としての塾を経営している事になります。)。謝礼金の原資は、このPTAの活動に賛同するPTA会員などからの寄附金で賄うべきものです。それが朝講座・土曜講座代です。

しかし、講義を行っている講師は高校の教師であり、PTAの会員ですから、特段、謝礼金を支払う必要はありません。PTA会員たる教師が、その特技を活かしてボランティアで補習講座を開設すればよいのです。

補習講義を行う講師＝高校の教師が多額の謝礼金を受け取って行う早朝講座については、国会でも問題視されていることはご案内の通りです。このような状況を受けて出された文科省『24文科初第187号平成24年5月9日 学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について(通知)』において、高校の正規の教育課程と時間的に連続する等、教育課程の一部として行なわれていると見なさざるを得ないものについては、謝礼を受け取って実施すべきでないことが明記されていることはご承知のほうです。

現在高校で実施されている朝講座は、高校案内のパンフレットにおいて、高校が実施していると見なさざるをえない表現で紹介されています。朝講座の講師となる教師が謝礼を受け取ることは、文科省通知に鑑み、不適切です。

以上から、基本的に朝講座・土曜講座はPTA会員である高校の教師がボランティアの範囲で行うべきものと考えます。もしPTAが教師に対して謝礼金を支払う場合でも、その原資は予算化して割当徴収するのではなく、自主的な寄附によるべきものと考えます。

以上の点につきまして、文書回答を求めます。

2014年1月10日

〒874-0836 大分県

TEL/FAX 097